

益城町定住促進補助金の申請を受け付けています

益城町の飯野、津森、福田地区における子育て世帯の定住を目的として、これらの地区に一戸建て住宅を新築・新築の建て売り住宅を購入し、居住(転入・転居)した人に予算の範囲内で補助金を交付しています。

今年度から、住宅金融支援機構が実施する住宅ローン「フラット35」の利用者は、本補助制度と併せて利用することで、借入金利を一定期間引き下げることが可能になりました。子育て世帯で、新居を考えている／町へ移住定住されたいという人にぜひお知らせください。

主な要件

- ・飯野、津森、福田地区内に住宅を新築したり、新築の建て売り住宅を購入した人。
- ・同居する中学生以下の扶養親族がいて、転入・転居した人。
- ・町税等(市町村民税、固定資産税、国民健康保険税(料)、軽自動車税)を滞納していないこと。
- ・住宅を新築した日注1から、6カ月を経過していないこと。

注1 住宅を新築した日とは

新築した場合
建物登記事項証明書に記載された新築日
購入した場合
住宅購入売買契約の日

審査によっては補助対象外となる場合があります。詳細は、窓口やホームページで配布／掲載している手引き、要項等をご確認いただき、不明点などはお問い合わせください。

補助金額

100万円(「交付決定直後に50万円」、「交付決定日から3年以後に50万円」の2回に分けて交付)

申請期限

令和3年2月28日
予算が上限に達した場合、この期限よりも早く受け付けを終了し次年度以降に受け付ける可能性があります。

申請方法

新築または新築の建て売り住宅の建物登記を完了し、転入・転居後、定住促進補助金初回交付申請書と申請書に定めのある添付書類を添えて、申し込み窓口までご提出ください。フラット35の借入れ金利優遇制度については、別途補助申請前に所定の手続きが必要です。金利優遇制度のご利用を検討している場合は、事前にご相談ください。フラット35のご利用には条件があり、審査の結果によっては、希望に沿えない場合があります。

問い合わせなど

補助金に関する問い合わせ・申し込み窓口
企画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223

フラット35に関する問い合わせ
住宅金融支援機構九州支店 地域連携グループ
☎ 233 - 1507

令和2年度固定資産税納税通知書発送と納期限

令和2年度の固定資産税納税通知書は、5月連休明けに発送します。

納期限

第1期 7月31日(金)／第2期 9月30日(水)
第3期 12月25日(金)
第4期 令和3年3月1日(月)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、第1期／第2期の納期限を2カ月延長しました。
- ・納期限延長に伴い、固定資産税台帳の閲覧／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間も7月31日(金)まで延長します。(土／日／祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分)
- ・納期限までに納付が困難な場合は納税係にご相談ください。

固税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380